

入院される方へ

●入院手続

1. 主治医より入院指示を受けられた方は、病院の受付に申し出て、入院手続きをして下さい。

2. 提出書類等

- 診察券 保険証 印鑑 入院申込書(別紙)
- 退院証明書(過去3ヶ月以内に他の医療機関に入院されていた場合のみ)
- 限度額適用認定証(入院時の窓口負担軽減)

①の手続きをされますと70才未満の入院に係る窓口負担額が軽減されます。
(食事代及び保険適用外「病衣・個室料等」は、別途負担)

①限度額適用認定証の交付手続き(70才未満の方)

ご加入の保険と手続き(問い合わせ)先

- ◆ 国民健康保険の方 → 各市町村役場へ(国民健康保険担当課)
- ◆ 健康保険の方 → 全国健康保険協会の各支部へ
- ◆ 船員保険の方 → 全国健康保険協会 船員保険部
- ◆ 健康組合の方 → 健康組合の職場の担当へ
- ◆ 共済組合の方 → 共済組合の職場の担当へ

◎お手続きには、**保険証・印鑑**が必要となりますのでご持参下さい

●入院後に認定証が交付された方は、遅くとも支払前で、入院当月内にご提示下さい。

●入院中に認定証が間に合わなかった場合は、全額支払いの後、各保険者にて手続きを行うと一定金額を超えた分が払い戻されます。(高額医療制度)

自己負担限度額

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア(標準報酬月額が83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
②区分イ(標準報酬月額が53万~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
②区分ウ(標準報酬月額が28万~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④区分エ(標準報酬月額が26万円以下の方)	57,600円	44,400円
⑤区分オ(被保険者が市町村民税非課税者等)	35,400円	24,600円

●過去1年間に限度額に達する月が3回以上ある場合には、4回目以降の自己負担額が多数該当の金額になります。

(他病院での入院がある場合は、領収書等を事前にご提示下さい)

②自己負担額の減額申請について(70才以上の方)

住民税非課税世帯の方は、減額認定申請することにより、病院窓口での負担額が軽減されます。

区 分		食 事 (1食あたり)	入 院 料 (1ヶ月限度額)
一 般		460円	57,600円
低 所 得 者 II	90日までの入院	210円	24,600円
	90日を越える入院 (過去12ヶ月の入院日数)	160円	
低 所 得 者 I		100円	15,000円

申請先 天草市役所 牛深支所 市民生活課

電話 0969-73-2109

(天草市役所保健年金課及び各支所市民生活課でも申請できます)

申請に必要なもの

保険証(兼 医療受給者証) 印鑑

3. その他、入院に必要なもの

- 下着等の着替え タオル・バスタオル 歯磨き用のコップ
- 洗面・洗髪・入浴用具・その他(スリッパは、滑りにくいもの)
(歯ブラシ、歯磨き粉、シャンプー、石けん、くし、ひげそり、洗面器、ティッシュ、筆記具、イヤホン等)
- 現在服薬中の薬及び説明書(医師、若しくは、看護師に申し出下さい)

●入院診療費のお支払いについて

(本院は、健康保険法の規定に基づき診療費の計算を行っています)

* 入院中→ 前月分を翌月10日にお知らせします。

但し、10日が土日祝日の場合は、翌日となります。

* 退院時→ 退院計算ができましたらお知らせします。

※ 1F 受付・会計にてお支払い下さい。(送金等は、別途ご相談下さい)

●個人情報保護……医療事故防止に観点から以下のとおり実施しています。

- ・病室入口に名札を掲示します。 ・ベッドに名札を掲示します。
- ・来院者から患者様のお問い合わせがあった場合、病室をお知らせします。
- ・電話で入院中であるかのお問い合わせについては、お答えしません。